

局再編成に伴う常任委員会等の見直しに関する 運営理事会協議結果

項 目	協 議 結 果 (平成27年2月9日運営理事会)
1 常任委員会	<p>○経済・港湾委員会 ⇒ 国際・経済・港湾委員会</p> <p>○健康福祉・病院経営委員会 ⇒ 健康福祉・医療委員会</p> <p style="text-align: right;">(所管局：健康福祉局・医療局 ・医療局病院経営本部)</p>
2 予算・決算特別委員会	<p>○所管局（第一特別委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際局を追加 ・病院経営局にかわり医療局・医療局病院経営本部を追加 <p>○局別審査（第一特別委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療局・医療局病院経営本部はまとめて審査 ・1日1局審査は実施しない
3 委員会条例及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項の改正	<p>○第1回市会定例会において改正</p> <p>○施行期日 平成27年4月1日</p> <p>○経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際・経済・港湾委員会及び健康福祉・医療委員会の委員、委員長及び副委員長は、現行の経済・港湾委員会及び健康福祉・病院経営委員会の委員、委員長及び副委員長が選任されたものとみなす ・継続審査中の案件は、再編成後に所管することとなる委員会に付議された案件とみなす

横浜市会委員会条例の一部改正（新旧対照）

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>市民・文化観光・消防委員会</u> 11人 市民局、文化観光局及び消防局の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>経済・港湾委員会</u> 11人 経済局及び港湾局の所管に属する事項</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>健康福祉・病院経営委員会</u> 11人 健康福祉局及び病院経営局の所管に属する事項</p> <p>(6) から (8) 省略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>国際・経済・港湾委員会</u> 11人 <u>国際局</u>、経済局及び港湾局の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>市民・文化観光・消防委員会</u> 11人 市民局、文化観光局及び消防局の所管に属する事項</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>健康福祉・医療委員会</u> 11人 健康福祉局、<u>医療局</u>及び医療局病院経営本部の所管に属する事項</p> <p>(6) から (8) 省略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

経済・港湾委員会	国際・経済・港湾委員会
健康福祉・病院経営委員会	健康福祉・医療委員会

- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正（新旧対照）

現 行	改 正 案
<p>予・決算特別委員会</p> <p>1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 (委員会名) 予算（決算）第一特別委員会： 経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、<u>病院経営</u>、建築、都市整備、道路</p> <p>予算（決算）第二特別委員会： 政策、総務、財政、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、文化観光、消防、温暖化対策統括本部、環境創造、資源循環、水道、交通</p> <p>2から6 省略</p> <p>7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。 (1) 省略 (2) 局別審査について ア及びイ 省略 <u>ウ 健康福祉局の審査は1日1局とする。</u></p>	<p>予・決算特別委員会</p> <p>1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 (委員会名) 予算（決算）第一特別委員会： <u>国際</u>、経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、<u>医療</u>、<u>医療局病院経営本部</u>、建築、都市整備、道路</p> <p>予算（決算）第二特別委員会： 政策、総務、財政、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、文化観光、消防、温暖化対策統括本部、環境創造、資源循環、水道、交通</p> <p>2から6 省略</p> <p>7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。 (1) 省略 (2) 局別審査について ア及びイ 省略 <u>(削除)</u></p>

上記の一部改正は平成27年4月1日から適用する。